令和　８　年　　第　３　回

雫石町農業委員会総会

会　　議　　録

令和　８　年　３　月　23　日　開催

雫　石　町　農　業　委　員　会

令和８年第３回雫石町農業委員会総会会議録

１　開催日時　令和８年３月 23 日（月）　午後２時 00 分
２　開催場所　役場大会議室

３　出席した委員

農業委員

１番	藤村　正彦
２番	晴山　英俊
７番	前　茂見
８番	川口　英敏
９番	八丁野 よし子
10 番	松本　光正
11 番	黒沢 菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫　石	階　保
雫　石	木村　正美
雫　石	横手　克文
御　所	吉田　光彦
御　所	米澤　晃
御　所	髙橋　大和
西　山	滝澤　美紗子
西　山	柿木　一明
西　山	荒塚　秀則
西　山	山本　長栄
西　山	袖林　一
御明神	小志戸前 健一
御明神	南野　仁
御明神	新田　華織
御明神	松ノ木　奈々子
御明神	下川原　幸宏

４　欠席した委員

農業委員　３番　山崎　忍　４番　髙橋　浩之　５番　砂壁　純也　６番　坂下　千枝子

推進委員　雫石　小谷地　昇　　御所　新田 善男

５　議事

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
報告第３号　農地の現状変更に関する届出について
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第３号　農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について
議案第４号　令和８年度農作業参考料金額の設定について
議案第５号　農業委員会事務局職員の任免について

６　職務のため出席した職員

局長　太田　弘幸　　係長　松ノ木　拓也　　主任　上和野　恵太

開会時間　午後２時00分

議　長　　ただ今から、令和８年第３回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員７名、推進委員16名、計23名です。
雫石町農業委員会規則第１１条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長　　（資料に基づき説明）

議　長　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第１３条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、会議録署名人には ９番 八丁野よし子委員、10番 松本光正委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
次に報告第１号～第３号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　それでは、報告第１号～第３号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の３ページをご覧願います。
報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」、表のとおり９件提出があり、全て相続により農地の権利を取得したものです。
総会資料の４ページ～６ページをご覧願います。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による届け出について」表のとおり５件提出がありました。
番号１の解約理由は、解約し、第三者と賃貸借するためです。関連する案件を、このあと議案第１号で、ご審議いただきます。
番号２の解約理由は、生産条件不良のためです。
番号３の解約理由は、現賃借人の労働力不足のためです。
番号４の解約理由は、解約し、第三者へ売買するためです。関連する案件を、このあと議案第１号で、ご審議いただきます。
番号５の解約理由は、解約し、第三者と使用貸借するためです。関連する案件を、

このあと議案第１号で、ご審議いただきます。
番号６、７の解約理由は、解約し、第三者と賃貸借するためです。関連する案件を、このあと議案第３号で、ご審議いただきます。
総会資料の７ページをご覧願います。
報告第３号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり１件提出がありました。
番号１、届出人、〇〇。田１筆、面積 2,784 ㎡のうち 435.15 ㎡。
変更の目的及び理由は、隣接農地を宅地へ転用することに伴い、畦畔の移設が必要となったためです。
場所は参考資料の１ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の２ページ～３ページをご覧ください。
現地を確認したところ、５ページにありますように、既存の畦畔と当該畦畔を堺に隣接する圃場の高低差を確認してまいりました。
工事完了後は、引き続き水稲を作付ける予定であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。
以上で報告を終わります。

議　長　　事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、報告第１号～第３号を終わります。
次に、議案第１号、農地法第３条第１項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第１号について説明いたします。
総会資料の８ページをご覧ください。
番号１、〇〇、田３筆、面積計 16,995 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の規模拡大のためです。
場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の６ページ～７ページをご覧ください。
番号２、〇〇、田６筆、面積計 11,298 ㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、借受人の規模拡大のためです。
場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 10 ページ～11 ページをご覧ください。

続きまして、９ページをご覧ください。

番号３、〇〇、田２筆、畑１筆、面積計7,534㎡、３条有償移転、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。

申請事由は、借受人の規模拡大のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の16ページ～17ページをご覧ください。

番号４、〇〇、田４筆、畑１筆、面積計6,786㎡、３条賃貸借、貸付人　〇〇、借受人　〇〇。

申請事由は、利用権賃貸借期間満了の更新のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の20ページ～23ページをご覧ください。

続きまして、総会資料10ページをご覧ください。

番号５、〇〇、田４筆、面積計7,797㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、利用権賃貸借期間満了の更新のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の24ページ～27ページをご覧ください。

番号６、〇〇、田４筆、面積計6,106㎡、３条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、利用権賃貸借期間満了の更新のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の28ページ～31ページをご覧ください。

続きまして、総会資料11ページをご覧ください。

番号７、〇〇、田２筆、面積計4,370㎡、３条賃貸借、貸付人 〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人の新規就農のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の32ページ～34ページをご覧ください。

番号８、〇〇、田１筆、面積1,733㎡、３条有償移転、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の36ページ～38ページをご覧ください。

番号９、〇〇、田１筆、畑１筆、面積計1,057㎡、３条有償移転、譲渡人　〇〇、譲受人　〇〇。

申請事由は、譲受人の新規就農のためです。

場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の40ペ

ージ～42 ページをご覧ください。
続きまして、12 ページをご覧ください。
番号 10、〇〇、田１筆、面積 1,104 ㎡、３条使用貸借、貸付人　〇〇、借受人〇〇。
申請事由は、貸付人の規模縮小のためです。
場所は参考資料の１ページにあります『３条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 44 ページ～47 ページをご覧ください。
また、総会資料 13 ページ～17 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。
始めに、番号１～５を９番 八丁野委員にお願いいたします。

９番 八丁野委員

３月 13 日、私、晴山委員、米澤推進委員、小志戸前推進委員、下川原推進委員の２班５名と事務局で現地を確認してきました。
番号１について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料８ページ～９ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号２について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 12 ページ～14 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号３について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 18 ページ～19 ページのとおりの状況であり、売買後は水稲、牧草を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号４について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 22 ページ～23 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲、野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号５について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 26 ページ～27 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き牧草を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

議　長

次に、番号６～10 を下川原推進委員にお願いいたします。

下川原推進委員

下川原です。
番号６について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 30 ページ～31 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。

番号７について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 34 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号８について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 38 ページのとおりの状況であり、売買後も引き続き水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
番号９について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 42 ページのとおりの状況であり、売買後は牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われます。
番号 10 について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料 46 ページ～47 ページのとおりの状況であり、貸借後も引き続き大豆を作付けしていく予定であることから問題ないと思われます。
以上で報告を終わります。

議　長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。はい、吉田推進委員どうぞ。

吉田推進委員

番号９の、410 ㎡と 647 ㎡の分でやるということですが、〇〇のかたですが、こっちに来て農業をやるということでしょうか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。〇〇さんの本拠地につきましては、まさに議案のとおり〇〇になります。今回、申請内容をみますと、〇〇が地元の業者さんに作業委託されて、ここを耕作するというところになります。なぜ、〇〇さんが、ここを所有することになったかという背景には、参考資料の 40 ページ～41 ページの位置図をご覧いただきたいのですが今回、所有権移転する農地の西側は〇〇さんが経営していた牛舎、そして繁殖牛、肥育牛となりますが今回〇〇さんが、こちらを買って繁殖と肥育を経営している状況にあります。その一連の土地の中で、ここが農地であったものから今回、繁殖と肥育を経営するに併せて、ここに農地を所有して牧草を耕作して牛に供給するというような経営内容となっております。ですので今回購入するにあたって、ここだけ農地であったものですから今回、３月の総会に許可申請かけたところでございます。許可申請していただくにあたっては、ここの法人さんが農地所有適格法人かというところの審査を事務局でするわけですけれども、見せていただいた内容をみますと本店である〇〇のほうも農地を所有して耕作しております。牛のほうも経営しております。ですので法人でありますけれども、全部事項証明書を見る限り、ひとつのご家族が法人化して、牛を経営し、田畑を耕作しているという状況でございました。充分、こちらでも牛を経営し農地を耕作する、農作業受委託するほうなんですけれども、耕作することができると事務局では判断したことから今回総会に上げさせていただいたところになります。

吉田推進委員

それでは、それを農作業受委託でやるということですが、牧草の刈取り、牧草の作業だけですか、それとも、あそこの〇〇のところの牛舎も買い取ったということ

ですか。

松ノ木係長

はい、お答え致します。買いました。延長上に農地がありますので、農地については民法上の契約だけではなくて、農業委員会を通す必要があるということから今回上がってきているというところになってました。実際、すでに経営しているのは、〇〇さんが作業受委託を契約している業者さんの従業員さんが勤めているといったところですが事実的には町内のかたが来てやっているというところになります。なので機械もそこにありますし、一式全て揃ってますので問題ないと思っております。

吉田推進委員

わかりました。

木村推進委員

はい、よろしいでしょうか、今、発言されている部分ですけれども、この農地の関係では岩手県には、はじめて入っているのか〇〇では手広くやっているのか、それと、〇〇の財産というか出資金、株、株式会社ですから、いろいろ財産があると思うのですけれども、その辺りは間違いないのかどうか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。所有農地については、〇〇のみの農地所有となっております。県内でははじめてでございます。ご提出いただいている書類の中では〇〇では認定農業者として認められているところになります。規模で申し上げますと、〇〇さんの本体となる農業経営は、肥育と繁殖になります。肥育については、800 頭、繁殖については、530 頭ほどあるというところになってございます。農地所有適格法人としての事業の状況をみますと、農業の売上げ高、直近でいいますと〇〇万円ほどあるというところになっております。以上になります。

木村推進委員

作業委託で以降もやっていくということですけれども、その委託する人たちの規模も含めて目途がついているのか、契約が終わっているのか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。農作業受委託契約書を締結されておりまして町内の農業に関するところはそこの法人さんが請け負うことになっております。継続中でございます。

木村推進委員

いずれ、はじめて入る株式会社なので、やっぱり特に、ここは色々問題があって〇〇さんの部分で手放した部分を買い取ってこの場所に行くと、隣は牧草地だと、そういう部分ですけれども、最悪の場合、売り払うとかなったりすると、また大変なことになるなという感じがするので慎重に取り扱わないと大変じゃないかと懸念している部分があるので、あえて質問しています。

松ノ木係長

ありがとうございます。事務局としても法人さんが町内で農地を取得するという案件は慎重に審議しておるところでございます。やはり農業ではない売上げが大きいとか、この〇〇さんが何でご飯を食べていくかというところを考えます。みます

と農業でしか売上げがないところでございますので、この方々は本気で、そこを買っているというところでございますので畜産経営をやっていくものとこちらは判断して審査に上げておるところでございます。

太田局長

すみません、補足いたします。それでは、松ノ木のほうから説明をいたしましたが、経営状況につきましては、農適格法人の報告書、これに基づくものを、こちらのほうに提出していただいているところで経営状況については間違いないと認識しておりますし、農作業については農作業受委託契約書を交わしているというところで直接、法人が耕作しなくても受委託契約を結べばできるという国のほうの指導も回答がありますので、そういったところも問題はないと認識しているところでございますし、今後のことにつきましては毎年の農地パトロール、こちらのほうで注視して確認していきたいと考えております。

議　長

はい、吉田推進委員どうぞ。

吉田 推進委員

はい、今のところなんですが、農地の部分については、191-2 と 190-1 の２筆のようですがこれ以外の牧草地は、農地の牧草を採取するところはそこだけなのですか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。牧草採取するのは、ここだけになりますが、〇〇さんが農地を所有するのは、ここだけですけれども牛に供給するのには、ここだけでは足りないので、農作業受委託する法人さんが別のところで耕作する牧草を供給することになってます。

吉田推進委員

わかりました。

議　長

よろしいですか。他にはございませんか。

委　員

（なし）

議　長

よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第２号について説明いたします。

総会資料の 18 ページをご覧ください。

番号１、〇〇、畑１筆、面積 300 ㎡、売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。転用目的は、駐車場を拡張するための永久転用であります。

場所は参考資料の１ページにあります『５条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 48～50 ページをご覧ください。

本案は、追認案件となります。経緯を確認したところ、農地法の手続きを経ずに社用車及び職員駐車場として使用するため駐車場を整備してしまったとのことであります。後日始末書書面を受領し、改めて経緯と謝罪の意を確認しております。

追認許可については、当該土地は都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第３種農地に区分され、第３種農地は原則許可できることから許可基準を満たしています。事前に申請してさえいれば農地法の基準を満しているため追認もやむを得ないものと思われます。

以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 米澤推進委員にお願いいたします。

米澤推進委員

米澤です。

番号１について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 50 ページの写真のとおりで、先ほど事務局から説明があったとおり既に駐車場を整備し利用されておりました。

事前に申請していれば要件を満たしている案件であり、始末書も提出され本人も深く反省しておりましたので、現地確認班ではやむを得ないものと見て参りました。

以上で報告を終わります。

議　長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委　員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第３号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委　員

「異議なし」

議　長

異議なしと認め、分割して審議いたします。
初めに、一括方式 番号１～２、４～６、９～13、15～22、再配分 番号１について、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第３号について説明いたします。
総会資料の 19 ページをご覧ください。
本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。
始めに、一括方式の内容について説明いたします。
こちらは、公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。
番号１、〇〇、田１筆、面積 1,300 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８ヵ月。
番号２、〇〇、田３筆、面積計 4,421 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号４、〇〇、田２筆、面積計 3,068 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月
番号５、〇〇、田１筆、面積 2,707 ㎡、新規貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号６、〇〇、田２筆、面積計 6,052 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
21 ページをご覧ください。
番号９、〇〇、田８筆、面積計 13,211 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号 10、〇〇、田８筆、畑１筆　面積計 18,616 ㎡、新規　貸付人〇〇、借受人〇〇、期間９年８カ月。
23 ページをご覧願います。
番号 11、〇〇、田２筆、面積計 7,434 ㎡、新規貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号 12、〇〇、田１筆、面積計 2,059 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号 13、〇〇、田２筆、面積計 3,871 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８ヵ月。

25ページをご覧ください。
番号15、〇〇、田５筆、面積計13,254㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号16、〇〇、田１筆、面積計2,195㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号17、〇〇、田１筆、面積1,227㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号18、〇〇、田１筆、面積2,368㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号19、〇〇、田２筆、面積計2,228㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
27ページをご覧ください。
番号20、〇〇、田３筆、面積計9,445㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
番号21、〇〇、田８筆、面積計22,988㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間４年８カ月。
番号22、〇〇、田３筆、面積計4,446㎡、新規貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
続きまして、29ページをご覧ください。
次に、再配分の内容について説明いたします。
こちらは、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の移転を行うものです。
番号１　〇〇、　田10筆、面積計21,334㎡、借受人　〇〇。
本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委　員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第３号の 一括方式 番号１～２、４～６、９～13、15～22、再配分 番号１ については、原案のとおり決定いたしました。
次に、一括方式 番号３を審議いたします。
本案は、 下川原 推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終

結するまで退席願います。

（下川原 推進委員　退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

19 ページをご覧ください。
番号３、〇〇、田３筆、面積計 4,787 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委　員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第３号の 一括方式　番号３ は、原案のとおり決定いたしました。

（下川原委員着席）

次に、一括方式 番号７、８、14 を審議いたします。
本案は、７番 前 委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

（前委員　退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

21 ページをご覧ください。
番号７、〇〇、田２筆、面積計 2,126 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８ヵ月。
番号８、〇〇、田１筆、面積 846 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間９年８カ月。
続きまして、24 ページをご覧ください。
番号 14、〇〇、田１筆、面積 501 ㎡、新規、貸付人　〇〇、借受人　〇〇、期間

９年８カ月。
以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委　員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第３号の 一括方式　番号７、８、14 は、原案のとおり決定いたしました。

（前委員　着席）

次に、議案第４号、令和８年度雫石町農作業参考料金額の設定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第４号について説明いたします。
30 ページをご覧願います。
令和８年度農作業参考料金額を別紙のとおり設定することについて決定を求めます。
31 ページをご覧願います。
参考料金設定につきましては、令和８年２月 25 日に雫石町農作業参考料金検討委員会を開催いたしました。
　この委員会には、学識経験者４名、農家代表として委託者・受託者８名のかたに出席していただきまして、項目ごとに慎重な審議の結果、検討委員会としての案を決定していただきました。
審議の内容といたしまして、最低賃金の引き上げにより、増加率等を考慮した人力の部の見直し、請負の部につきましては、作業ごとに県内市町村平均と差がなくなるよう調整を図ったところです。
以上で説明を終わります。

議　長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。はい、晴山委員、どうぞ。

２番 晴山委員

晴山です。この右側の留意事項のところに大幅な燃料費高騰等により料金が加算

となる場合がありますと書いてありますが、どのくらい加算していいのですか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。農作業参考料金の検討委員会は２月 25 日に開催しまして、その後にイランとアメリカで紛争がおきまして、一時的に燃料がすごく上がっているところでございます。なので、この参考料金表にあたりまして紛争については考慮されておりません。ですのでこの参考料金表は、あくまで参考料金でございますので、お願いされたら、今燃料これだけ高いので参考料金はこうだけども、これくらいで頼むという、燃料が今、大幅に高騰しており、ガソリンで言えば１０29 円くらい上がっておりますけれども、そこは考慮されてないよといったかたちで両者、納得していただきながら、決定いただきたいと考えております。

２番 晴山委員

はい、わかりました。

議　長

よろしいでしょうか、他にございませんか。

委　員

（なし）

議　長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、議案第４号は、原案のとおり決定いたしました。

（太田事務局長　退席）

次に、議案第５号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第５号について説明いたします。
32 ページをご覧願います。
農業委員会事務局職員の任免について
職員の定期人事異動により雫石町長より協議があったので農業委員会に関する法律第２６条第３項の規定により同意を求めるものです。
１．の町長部局に出向を命ずる職員ですが、
事務局長の　太田弘幸と主任の　上和野恵太　の２名です。
いずれも令和８年４月１日付けでの出向です。
２．の任用する職員ですが、
事務局長として　畠山康と事務局長補佐として　高橋直也の２名です。
いずれも令和８年４月１日付けの任用です。
畠山は、雫石診療所事務長からの異動です。高橋は地域整備課 副主幹(兼)係長

からの異動です。
説明は以上です。

議　長

事務局の説明が終わりました。
この案件は人事案件ですので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委　員

「異議なし」

議　長

異議なしと認め、これより採決に入ります。
初めに、1.町長部局に出向する職員、事務局長　太田 弘幸　について、同意するかたの挙手を求めます。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。
次に、主任　上和野 恵太　について、同意する方の挙手を求めます。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。
次に、２.任用する職員、事務局長　畠山 康　について、同意するかたの挙手を求めます。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。
次に、事務局長補佐　高橋 直也　について、同意するかたの挙手を求めます。

委　員

（全員挙手）

議　長

全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。
ここで、異動する職員にご入場いただきます。

松ノ木係長

それでは、先ほど総会におきまして任免が決定され、異動となる職員より一言ずつ、ご挨拶をいただきたいと思います。
始めに、税務課へ異動となる太田事務局長お願いします。

太田局長

太田局長から挨拶の言葉

松ノ木係長

ありがとうございました。

それでは続きまして総務課へ異動となります上和野主任お願いします。

上和野主任

上和野主任から挨拶の言葉

松ノ木係長

ありがとうございました。今日、事務局長として転入される 畠山雫石診療所事務長は本日、出張のため来月の総会の時に挨拶いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局長補佐として転入されます、高橋副主幹兼係長から一言お願いいたします。

高橋副主幹兼係長

高橋副主幹兼係長から挨拶の言葉

松ノ木係長

ありがとうございました。それでは以上で挨拶を終わります。

議　長

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻　午後　３時25分

以上が令和８年３月23日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和　８　年　３　月　23　日 開催

議　　長　　会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　９番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿